

## 川崎市営住宅使用料の減免等に関する取扱要綱

〔昭和 44 年 12 月 16 日〕  
川 建 管 第 1 0 9 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市営住宅条例（昭和 37 年川崎市条例第 32 号。以下「条例」という。）

第 17 条第 1 項の規定による市営住宅使用料（以下「使用料」という。）の減免等について、必要な事項を定めるものとする。

(使用料の減免の対象)

第 2 条 条例第 17 条第 1 項第 1 号（条例第 30 条の 2 第 4 項、第 32 条第 4 項、第 32 条の 2 第 4 項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づく使用料の減免は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 使用者（同居の親族を含む。以下同じ。）の実収入額（公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号。以下「住宅令」という。）第 1 条第 3 号の規定の例により算出した額とする。ただし、同号において「所得金額」とあるのは、「所得金額に非課税所得となっている年金及び給付金等を加えた額」と読み替えるものとする。以下この号及び次条第 1 項第 1 号において同じ。）が、住宅令第 2 条第 2 項の規定により入居者の収入に応じて定めた家賃算定基礎額の表において、政令収入が最も低額であるとされている欄の金額以下であるとき。ただし入居者が 6 月以上の療養を要する病気若しくは負傷により、又は風水害、火災、その他の災害により特別の支出（当該事由に係る特別の収入に相当する額は減ずる。）を要するときは、当該特別の支出を入居者の収入から控除して算出した額をもって実収入額とみなす。
- (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者が、現に支給を受けている住宅扶助の月額を超える使用料の市営住宅に入居しているとき。

- (3) 入居者の責に帰すべき事由によらないで市営住宅の一部又は全部が使用不能となったとき。
- (4) 入居者と生計を一にする者のうちに、次に掲げる心身障害者等がいる場合で、入居者の収入（条例第3条第4号に規定する収入をいう。）が214,000円（裁量階層の上限）以下であるとき
- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害が1級又は2級である者として記載されている者
  - イ アに掲げる者のほか、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項及び第2項の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に精神上又は身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第3項症までである者として記載されている者
  - ウ ア及びイに掲げる者のほか、児童相談所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に規定する児童相談所をいう。次号ウにおいて同じ。）又は知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所をいう。次号ウにおいて同じ。）において重度の知的障害者と判定された者
  - エ アからウまでに掲げる者のほか、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている者
  - オ アからエまでに掲げる者のほか、精神保健福祉センターの長（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センターの長をいう。次号オにおいて同じ。）又は精神科の診療に経験を有する医師により精神障害の程度が日常生活が不能と診断された者
  - カ アからオまでに掲げる者のほか所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第29号に規定する特別障害者に該当し、同法第79条の規定による障害者控除を現に受けている者
- (5) 入居者と生計を一にする者のうちに、次に掲げる心身障害者等がいる場合で、入居者の収入が214,000円以下であるとき。

ア 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害が 3 級又は 4 級である者として記載されている者

イ アに掲げる者のほか、戦傷病者特別援護法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に精神上又は身体上の障害の程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の第 4 項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症である者として記載されている者

ウ ア及びイに掲げる者のほか、児童相談所又は知的障害者更生相談所において中度の知的障害者と判定された者

エ アからウに掲げる者のほか、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 4 条第 4 項の規定により交付を受けた公害医療手帳に、公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 295 号）第 10 条の表の特級又は 1 級である者として記載されている者

オ アからエまでに掲げる者のほか、精神保健福祉センターの長又は精神科の診療に経験を有する医師により精神障害の程度が日常生活若しくは労働に著しい制限を受ける者と診断された者

- (6) 前各号に掲げる者のほか、特別の事情があり使用料を減免する必要があると市長が認めるとき。

(使用料の減免の基準)

第 3 条 前条の規定に該当する場合の減免後の使用料は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 前条第 1 号に該当するとき。

減免後の使用料＝実収入額×0.3

- (2) 前条第 2 号に該当するときは、前条各号（第 2 号を除く。）にかかわらず、当該入居者の減免後の使用料は、現に支給を受けている住宅扶助の月額とする。

(3) 前条第3号に該当するとき。

$$\text{減免後の使用料} = \text{減免前の使用料} \times \left[ 1 - \frac{\text{使用不能部分の床面積}}{\text{当該住宅の床面積}} \right]$$

(4) 前条第4号に該当するとき。

$$\text{減免後の使用料} = \text{収入の額} \times 0.3 \times 0.5$$

(5) 前条第5号に該当するとき。

$$\text{減免後の使用料} = \text{収入の額} \times 0.3 \times 0.8$$

(6) 前条第6号に該当するときは、前各号に準じ使用料の減額を行うものとする。

2 前項の規定により減免後の使用料を算出した場合、その額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又は、その全額を切り捨てる。

(使用料の減免の手続)

第4条 川崎市営住宅条例施行規則（昭和37年川崎市規則第57号）第13条第1項の規定に基づく川崎市営住宅使用料減免申請書には、次の書類のうち必要な書類を添付させるものとする。

- (1) 給与支払証明書、市県民税課税額証明書等収入を確認できる証明書又はその写し
- (2) 年金、恩給、雇用保険及び生活保護等の給付に関する証明書等の写し
- (3) 保険及び損害賠償等による受領金額等を証する書類の写し
- (4) 病気、負傷又は災害等による医療費及び損害額等を確認できる書類等の写し
- (5) 身体障害者、戦傷病者、知的障害者、ねたきり老人、公害病認定患者であることを証する書類等の写し
- (6) 診断書
- (7) 誓約書
- (8) その他必要な証明書、領収書、請求書等

2 減免の許可は、前項の規定に基づく諸書類を審査の上、減免の必要があると認められた者に市営住宅使用料減免許可書を交付して行うものとする。

(減免の期間)

第5条 第2条の規定による減免の期間は、12月以内で減免の事由に応じて適宜決定し、必要に応じて更新する。

2 減免の許可を受けた後、その期間内に減免の事由が消滅したときは、状況に応じて減免期間を更正する。

(市営借上住宅の契約の終了に伴う減額)

第6条 条例第17条第1項第4号の規定により使用料を減額するときは、同条第2項の規定を準用するものとする。

(使用料の徴収猶予)

第7条 使用料の徴収を猶予しようとする場合は、使用料の支払能力が6月以内に回復すると認められるときとし、本要綱に準じて処理するものとする。

(敷金の減免又は徴収猶予)

第8条 敷金の減免又は徴収猶予については、本要綱に準じて処理するものとする。

(寡婦(夫)控除のみなし適用に係る減免)

第9条 削除

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和52年8月1日から施行する。

(改良住宅使用料減額取扱い基準の廃止)

2 改良住宅使用料減額取扱い基準(昭和37年9月28日決裁37川建管第1077号)は廃止する。

附 則

この要綱は、昭和57年1月1日から施行する。

附 則(昭和60年8月29日決裁60川建企第269号)

この要綱は、昭和60年9月2日から施行する。

附 則(昭和61年6月20日決裁61川建管第253号)

この要綱は、昭和 61 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 2 月 22 日決裁 6 川建管第 776 号）

この要綱は、平成 7 年 2 月 22 日から施行する。ただし、第 2 条に係る改正部分は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 公営住宅法の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 55 号）附則第 3 項に規定する市営住宅の使用者については、平成 10 年 3 月 31 日までの間は、改正後の要綱第 2 条及び第 3 条の規定は適用せず、改正前の要綱第 2 条、第 3 条及び第 7 条の規定は、なお効力を有する。

3 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請等について適用し、施行日前の申請等については、なお従前の例による。

4 改正前の要綱により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続き使用することができる。

附 則（平成 11 年 3 月 31 日決裁 10 川ま管 661 号）

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 16 年 1 月 29 日決裁 15 川ま管 1110 号）

この要綱は、平成 16 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 26 年 10 月 31 日までに、みなし適用に関する申請書（第 2 号様式）の提出があった場合は、平成 26 年 4 月 1 日（平成 26 年 4 月 1 日以降にみなし適用者となった者については、みなし適用者となった日）に提出があったものとみなす。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 平成 28 年 10 月 1 日までに入居している者又は同年 9 月 30 日までに入居決定している者については、平成 29 年 3 月 31 日までの間は、改正前の第 9 条を適用する。